

第十三回国会 衆議院 大蔵委員会議録第五十三号

昭和二十七年四月十九日(土曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 佐久間 徹君 門脇勝太郎君

清水 逸平君 島村 一郎君

苦米地英俊君 夏畑源三郎君

三宅 則義君 宮崎 靖君

高田 富之君 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君

大蔵事務官(理財局長) 酒井 俊彦君

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 稲益 繁君

大蔵事務官(管財局長) 堀口 定義君

通商産業事務官(通商振興局長) 石井由太郎君

通商産業事務官(通商振興局長) 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

本日

の会議に付した事件

設備輸出爲替損失補償法案(内閣提出第一二八号)

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三号)

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第一号)

佐藤委員長

これより会議を開きます。

去る十五日日本委員会に付託されました。

第一類第六号

大蔵委員會議録第五十三号

昭和二十七年四月十九日

た国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題といたします。まず政府当局より、提案趣旨の説明を聴取いたします。西村大蔵政務次官。

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件

左記普通財産を公共福祉用財産とするに付いて、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十三條の規定により、国会の議決を求め

一、所 在 東京都千代田区麹町 一丁目一番地 皇居外苑の一角(現千代田ランド)

二、区分数量 土地 四、五四八坪 二一 立木竹 一四八本

○西村(直)政府委員 ただいま議題となりました国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件につきまして、御説明申し上げます。

現千代田ランドは皇居外苑の一角にありまして、皇居外苑を公共福祉用財産といたしました際、普通財産として残されていたものであります。これを外苑の一環として整備運営することとが適当であると考えられますので、ここに国会の議決を経るために提案した次第であります。

認らんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 本案に対する質疑は次会に譲ることといたします。

○佐藤委員長 次に、設備輸出爲替損失補償法案、及び閉鎖機関令の一部を改正する法律案の両案を一括議題として、質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。小山君。

○小山委員 閉鎖機関令の一部改正についてお尋ねをいたします。今度の提案理由の説明を見ますと、清算の結了したものは、民法及び商法の一般法に基いて清算を行うようにしたい、それからその他のものについては、政府が清算人を任命して特殊な清算をするのである、こういうふうなことであります。この商法及び民法によつて清算をする部分については、これは当然株主の発言権というものは、法律によつて出て来るのでありますけれども、このその他の政府が清算人を任命する特殊清算の場合には、株主の発言権というものは全然ないことにならうかと思ひますが、これはどういふおつもりでありますか。株主もこの清算の過程において発言の機会があるようにならうに、たとへばここに書いてありますように、政令で定める場合に、そういう規定を置くような御意向はないのでありますか。その点をひとつ伺つておきたいのであります。

○堀口説明員 お答えいたします。ただいまの御質問で、清算の過程において株主等に発言の機会を与えたらどうかという点であります。当初閉鎖機関制度を確立いたしました当時は、御存じのように一千八百八十八もの機関がありまして、これを急速に国民経済上から動かすようにし、かつ清算をして行こうということでありましたから、一々それについて債権者総会なり株主総会を開いておつたのでは、なかなか進まないという面もありましたし、それから当初閉鎖機関の指定された根本的な理由というものが、前にも申し上げましたように、戦時中国の競争経済に寄与したというふうな色彩の強いことが理由になつて、閉鎖されたものでありますから、その清算につきましても、株主とかあるいは債権者の発言を制約しようという意図があつたわけでありまして、もちろんその清算のやり方等につきましても、必ずしも民、商法の清算に関する規定にそう違つたところはないわけでありまして、むしろ債権者なり株主なりに有利な規定が、ある程度通常の清算の場合以上に置かれておるわけでありまして、今後の問題といたしましては、もうそういう株主等の発言権を認めたらどうかという意見もございまして、現存する中で閉鎖機関も八、九割の清算が済んでおりますので、必ずしも株主の意見を聞いてくれというふうな要望もあまり聞いておりません。もちろん一、二そういう問題がありますが、そういう声を聞きまします閉鎖機関というものは、主として在外活動関係の機関が多いうございまして、これにつきましてはその発言を尊重して、清算すべき国内関係の清算はほとんど終了しておりますので、そういう発言を尊重するとすれば、将来残つた財産なりあるいは外交折衝に関する、いろいろの点についての御意見という点については、この点につきましても、この機関の性質上、必ずしもそういう御意見を尊重することができるとかどうか疑問がございまして、すでに閉鎖機関全体がそういう段階にありましますので、いまさらそういう規定を置くことなく、もしさしつかえないものは、もう全面的に指定を解除して、通常の民、商法による清算に持つて行けば、株主総会なり何なりで十分その意向をもつて、清算して行けるようになるのではないかと、いふふうに考えております。

○小山委員 いわゆる在外資産を伴う閉鎖機関であります。たとえば朝鮮銀行とか台湾銀行とか、その他在外資産を伴う閉鎖機関がたくさんあるものであります。この内地における資産はどういふふうに分けられておるのでありますか。たとえば満鉄などは満鉄のビルとか、あるいは朝鮮銀行にしては台湾銀行にしても、内地にいろいろの不動態を持つておるはずであります。それから内地に債権を持つておるはずであります。これはどういふふうに分けられておるのか。すでに現金化されておるのか。今後それらのものが処分されるものと

何とぞ御審議の上、すみやかに御承認

第一類第六号

大蔵委員會議録第五十三号

昭和二十七年四月十九日

(六一四)

は信用を受けました受信者の破産とか、支拂不能といったような諸多の危険にさらされておるわけでありまして、これらの諸危険を網羅いたしまして、ユーロ・ベースで担保して

おります制度が、輸出信用保険の乙種保険でございます。これに對しましてさらにもう一つの危険として、外貨建て契約いたしました外貨のレートが、對円の関係で円が切上げられまして、少い金を受取らねばならぬというの、いわゆる爲替差損になるわけでございますが、前段申し上げました危険と、この爲替切下げの危険とをどういうように考えるか。またそれを考えました場合に、ユーロ・ベースで

うような意見が強くございまして、設備輸出の爲替損失補償につきましては、信用保険の対象からこれを除外して、別個の補償制度とした次第でございます。

○官債委員 その点はごもつともだと思ひます。現在の爲替管理制度から行きますと、どうも別途法律のどこかぬところ、行政措置を講ずるといふところが妥当であろうと思つておるものであります。そこでこの法律を全部なごめまして、言つていいことか悪いことか知りませんが、やはりポンドの実勢低下ということが、この法律の裏にほの見えるような感じがするわけでありまして、そこで納付金制度をもちまして、爲替利益は納付せしめるという規定がありますが、これらはほとんど空文であろうと思ひます。こんな事象が起るくらいなら、こんな法律をつくらなくてもいいということになると思ひますが、しからばポンドの実勢低下

通商勘定の上において、かなり刺激を与えるものだと私も考へておるのではありませんが、その点について理財局においてはどんなお気持ちでいらつしやいますか。

○酒井政府委員 たいだいの御意見であります。いろいろ巷間ではポンドの実勢について問題にされております。これ事実であると思ひますが、さういふふうな懸念から、なか／＼設備輸出——特にさういふ設備輸出に取りますと、三年先、五年先に代金を受取るということがあるので、その間にどういふことが起るかもわからないうふうな懸念から、やはりなかなか輸出がしにくいというふうな点もございまして、この法律を提案いたしましたわけでございます。もつともそれは現在ポンドの切下げがあるかどうかというふうなことにあります。わがかりは私も個人にはわかりませんが、最近の英國政府の持つておる各般の政策から見まして、自分の間さういふ手段に訴ふる機会はないのではないかと、さういふ感じが持つております。ただこれは私個人の感じでありまして、はたしてさうなるかどうかは疑問であり、確かではございませぬが、先ほど申し上げましたように、一般的に五年先までの間にポンドなりその他の通貨なりについて、切下げがないということは保証しがたい。さういふ若干の不安もあつた場合に、代金の決済が非常に長たに、この法案を提案いたしましたわけでありまして、その点はわたくしがたい

い点でありまして、参考は何つた程度であります。五年先の見通しという言葉があつたのですが、これから考へてみましても、一体各国の通貨制度といひますか、あるいは爲替管理と申しますか、これは五年先までこのままだという予想もつかぬわけでありまして、現在ハード・カレンシーと申しまして、道具があるわけでありまして、今爲替管理をやつております日本の現状から見まして、たしかベルギーでありましたか、ベルギー・フランと言いますか、あれを適格通貨に入れたというふうなことが、これはアフリカのコンゴあたりまで及ぶわけでありまして、こんな事情もありまして、なか／＼五年先は世界の貨幣制度と申しますか、通貨制度と申しますか、さういふ意味において、爲替相場と同じ見通しはないわけでありまして、そこで今この問題は、英國をいたく刺戟するようにならないといふことの有力な理由があるならば、非常によいのでありまして、漠然と長い期間であるから爲替相場の変動も予測できない、さういふことだけでは、どうも何か満足されないうふうな感じがするのであります。さういふ外国爲替管理委員会の方も御出席がないのでありますから、その点については深くお尋ねをいたしません。

○官債委員 たいだいの御意見は、爲替相場の用語の意義でありますから、これにたくさんくつをつけべきでもなからうと思ひます。すし、外国爲替及び外国貿易管理法の七條の一項、二項という明確なる規定もあるのではありませんか、そのことにはだに議論をさしはさむべきでもなからうと思ひますが、どうもこの法律の上では英米のクロス・レートというふうなものができないうと、實際の運営においてはきわめてわかりや

ますが、七條の一項と二項で爲替損失の発生と予定損失の時期、あるいは契約時期というふうな限られた時期におきまして、ほんとうにそのときの相場を把握することに支障がないでありますように。その見通しについてお話を伺いたい。

○酒井政府委員 第二條の第三号に掲げております基準爲替相場でございますが、これは一ドル三百六十円とするというわが國の通貨価値の基準でございます。それから裁定相場と申しますのは、ドルとポンドとの間の公定レート、これを一ドル三百六十円で換算いたしまして、その計算から現在千八円とポンドの相場を出しておる、さういふ意味でございまして、これはもちろん米英間の爲替レートが動きましたならば、第二項の爲替相場がかわつて来るのは当然でございまして、たゞ基準外國爲替相場はこれは、わが國をいたしまして通貨の価値を軽々にかえるといふことは、とるべき策ではないのであります。三百六十円の爲替相場といふものは日本のいわば経済の一番大きな柱として、これはどこまでも維持して行くことだらうかと思つておられます。

すいことでありながら、かなり混乱が起るというのを私どもは予想しておるのであります。これは予想する方が悪いといえども、将来十分なる御検討をいただきたいと思っております。ただいまはこれに対して結論を得たいとも考えておりません。

次にこの法律を一覽いたしますと、啓発その他の運管に対する大蔵大臣の権限は、かなり明白になつておるのであります。けれどもかんじんな貿易を担当いたしております通産大臣の規定につきましては、明確な規定がないのであります。運管上通産大臣の規定が何らなくとも、あるいは政令にまかせる等の委任立法でやつて行くとしても、これは支障がないものかどうか。これは大蔵、通産両当局から御意見を伺いたい。

○酒井政府委員 この法律案に通産大臣の権限が書いてないということでございますが、この法律は要するに爲替相場が動いた場合に、その損失補償をどうするかという單純なる爲替上の問題でございますので、大蔵大臣の権限といたしております。ただ實際問題といたしましてその運管にあたりましては、一体どういふ契約にこれを適用したらいかというようなことは、もちろん通産省としても非常な御關心のあるところでございまして、この法律の終りの方に書いてございまして、大抵日本輸出入銀行がその具体的な窓口といえますか、事務の取扱いをいたしまして、その輸出入銀行がいろいろ審査をいたします場合に、もちろん通産省からも關係の係官に御出席を願ひまして、大蔵省からも出しまして、

協議の上で検討して参りたい、そういうふうな考へております。

○宮橋委員 御説明では、輸出入銀行へ事務委託のようなことになりまして、その間には會議に關係官が参りましておやりになるということも、了解できるのであります。しかし第三條などをごらんになりますと、通産大臣がやはり表向きに關与する。いわゆる行政府は通産省であり、大蔵省である。いわゆる共管というセクショナルリズムの言葉が申すのではありませんが、第三條などは明らかに通産省が事務委託を受けました輸出入銀行の會議でだけしか、意見が述べられないなどということでは、將來重要物資の輸入を確保するためのプラント輸出、設備輸出ということも、ほんとうにかまえて行くことは困難じやないかと思ふ。私は大蔵委員でもあり、予算委員でもあり、大蔵省と非常に仲よしでありますので、決して大蔵省を非難しようとするものではありませんが、法律全般を通じては、大蔵省偏重のきらいがある。これは他日の機會におきまして大蔵大臣の所見も伺ひますが、第三條の趣旨なんかから行きましたら、通産省大臣が本法運管上直接關与すべきものである。もしこれに伴うところの政令等の必要があるならば、これは大蔵省、通産省、また細目の省令等を出す場合においても、共管の省令が出て行くことが適當であろう。もつと深く申しますならば、外國爲替管理委員長も、また同様にこれに参加すべきものであると思つております。ただいまのところでは、ただちに何とか條正しようなどという考へを持

つておるものではないが、爲替取引といふことは、貿易を承認して發生するものである。この法律の立て方が、その貿易の担当の大臣がこれに参画しておらないなどということは、日本の法律としては私どもはあまり尊重したくない。この点はまた次の機會にお尋ねいたしますが、どういふ運管を實際においてなさるのか。單に輸出入銀行に事務を委託するのだけということだけでは、どうも十分でないやうな氣持がいたすのであります。御研究願ひまして、適切な運管の方策についてお知らせをいただきたい。もしこれがただいまのような六千四百方ドルくらい、それも踏んだ、あの機械なんぞ二千万ドルくらいしかない、そんな微々たるものならば、第一條に書いてある本邦経済の維持、發展というやうな題目は不要で、むしろ、こんな國際的にあるいは悪い刺激を与えるではないかという心配もある法律なんか、おやめになつたらよからう、かやうに思ふのであります。これが大きな額になりまして、將來三年、五年間にわたつて未開發地域が開發され、その資源を日本の貧弱なる経済に利用いたしましたら、さらに再輸出をする、それによつて貿易依存の日本の経済を維持し、かつ日本経済の正常なる運管をいたさうという面から考へますと、どうもこの法律に對しましては、ただ爲替管理だけだ、こゝろの一点だけで片づけられたいことは、國會の審議の上で、決して満足の意味を表することができないものであると考へております。本日は時間も過ぎましたので、質問はこの程度にいたして、次の機會に繼續することに

いたしました。

○酒井政府委員 ただいまお話がございましたが、先ほども申し上げましたように、輸出入銀行に委任するから、よいではないか、こゝろのことはございませぬので、實際的にはもちろん通産省の御意見も十分尊重する——というよりも、むしろ通産省の意見に従うということが必要なのでございまして、そのために兩者密接な協議の上で、どういふものに適用して行くかということをきめるつもりでございまして。ただ國を代表して契約者としてそれを名義人に出すかということになりますと、爲替相場の変動による損失補償であるという点から、大蔵大臣としておいた方が妥當であるということでございます。まして、通産省との間の連絡は、もちろん、個々のケースにつきましても、全面的に緊密に連絡をとつて行くつもりでございまして。

それからお先ほど、これが英國等に對して悪い印象を与えないだらうかというお尋ねもあつたのでございまして、私も私どもといたしましては、これはポンドに限らず、三年先、四年先と長い契約をいたしますので、その間に今どう考へているというよりも、どういふことが起るかもしらぬ、その間ずつと現在のレートが動かないという保証もございませぬので、そういう点をやはり業者に対してある安心感を与えた方が、より設備輸出が確實になり、また伸びるであろうというやうな考へでやつておりますので、これはポンドの切下げがあるであろうとか、実勢が弱いかどうかということをやつておりましたので、おそらく英國側から見まして、ポンドの切下げを予想しているの

ではないかというやうな観測は、それほど受けたいのではないかと、こゝろに、私どもとしては考へております。

○石井説明員 をだいま宮橋委員の御質問の中に、輸出の振興、貿易の調整といつたことを一手にやる権限のありませぬ通産省が、第三條のごとき通産省が、大蔵大臣によつて行われるということがありますと、一体的運管に欠くところがあるではないかという御質問でございまして、本法につきましては、重点をどこに置くかということによつて、いろいろ考へようがあると思つております。つまり爲替のレート切上げ、切下げの始末として考へるのか、やはり設備輸出の促進、あるいは輸入の促進といつたことに重点を置くのかというによつて、異なるわけがあります。法文の目的には、設備輸出の促進をはかるということにはなつておりますが、大抵権限的に申しますれば、爲替レートを決定する権限のあります大蔵大臣が、それをある時点において切上げ、切下げをやつた場合の長期外貨債権を持つておられますもの、始末という点に重点を置き、しかもその重点を置きますのは、本邦の経済の維持とか發展とか、あるいはプラント輸出の促進というやうなものに關連のあつたものだけに限らうというところから参りまして、こゝろなつたわけでありまして、実行上につきましては、ただ三條關係のみでなく、第七條の關係におきましては、輸出信用保険法によりましては、輸出信用を受けましたものは、その部分に限りまして、爲替損失補償の対象から除外するわけでありまして、事務的にもき

わめて密接な關係があるわけであ

ります。そのようなところもございませぬので、法文上並びに政令等の上では、通産大臣の権限とか所管とかいうようなことはございせんけれども、実行上には、たゞいま大蔵省から御説明のありましたように、あるいは輸出入銀行の運用を通じまして、あるいは事実上の事務連絡によりまして、円満なる運営を期したいと考えている次第であります。

○官備委員 時間の関係でやめようと思いましたが、今の石井経理部長の答弁で、七條をひつぱつて御説明になるならば、なお私は質問したい。輸出信用保険は、私の記憶違いかもしれませぬが、おそらく大蔵大臣、通産大臣共管のように覚えておられるのですが、それが間違いでなかつたら、七條の精神を持つて来るならば、この運営につきましても共管だという精神を出すべきだと私は思う。共管だということが記憶違いならば、これは取消しますが、共管であつたとすれば、七條の精神なら、さらにそうならなければならぬということを私は強く言うわけであります。

○石井説明員 輸出信用保険法の運用は、これは通産省専管でございまして、信用保険の特別会計の関係で、大蔵省が片つ方足を入れておるといふ関係になつております。

○官備委員 その程度でけっこうです。

○小山委員 今の官備委員の問題に關連してありますが、第三條でありますけれども、「政府は、この問題は政府が契約を締結することができる。」というふうが一番最後にかかっているのでありますけれども、その途中で考慮

の対象になるのは「設備輸出が重要物資の輸入市場を、國際收支上有利な地域に開拓し、又は國際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合」とこれはだれが認めるのかということでありまして、政府が認めるのでありまして、政府の中で主としてだれが認めるのか。この問題は、たゞいまの説明によれば大蔵大臣のもあり、たゞそれに通産大臣がちよつと口を出すとこの程度のように聞えたのであります。これはやはり私は「有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合」というのは、そういうことは大蔵大臣よりも通産大臣が知つておるはずでありますから「認められる場合」という方は通産大臣が主たる関係者であり、そしてその次の政府は「締結することができる」という方は、今の最後の大蔵設置法の改正によつて、これは大蔵大臣がやるんだ、こういうふうにするべきものではないかと思うのであります。その点はど

ういうことに相なつておるのでありますか。

○酒井政府委員 第三條の「政府」、これは一番初めにお話がありましたように「契約を締結することができる。」にかかるといふのであります。もちろんど

ういふ場合に適用するかというその「認められる場合」といふその認め方につきましまして、主として通産省の御意見をいれまして、両者協議の上で決して行くことになつてお

うのが、補償料をきめる場合の基準に入つておるのであります。これはどういふふうに見込みをされるのか。あるいはまたその補償料というのは、個々の契約ごとにつく「爲替相場の変動の見込みがかわつて来るのかどうか。その点も伺つておきたい。

○酒井政府委員 この見込みはなほだむずかしいのでございまして、まあ現在のところ考えてお

りまして、それはそれといたしまして、その次に補償料をきめる場合に、外國爲替相場の変動の見込みとい

うのが、補償料をきめる場合の基準に入つておるのであります。これはどういふふうに見込みをされるのか。あるいはまたその補償料というのは、個々の契約ごとにつく「爲替相場の変動の見込みがかわつて来るのかどうか。その点も伺つておきたい。

○酒井政府委員 この見込みはなほだむずかしいのでございまして、まあ現在のところ考えてお

りまして、もう目先に必ず切下げがあるというふうな場合については、補償料率の変更にいうよりも、そういう輸出はしばらく見合せというふうなこともなるのじやないかと思ひます。もちろんそれがたゞ漠然たる傾向であり、しかも相当強い、大幅であるというふうなことが考えられます。場合によってはある程度補償料率というものを考えざるを得ないやうな事態が、方一起るかも知れませんが、しかしこれはそう、頻繁に補償料をかえるというところも、實際問題としては不可能だと思つてお

○小山委員 実はその私が申し上げましたのは、補償料率を引上げるといふことは、爲替相場の変動を政府がそろそろ見たぞという意思表示になるかと思ふのであります。だからさういふふうなときには最後まで、ともかくもはつきりするところまで補償料率をかえないのが、あるいは逐次危険に近づいてかえて行くのが、どういふふう

○酒井政府委員 お尋ねの点であります。一応は相当長期にわたつてさういふ場があり得ることも考えて、補償料率をきめてお

○酒井政府委員 次会は明後二十一日午後一時より開会の上、質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

○小山委員 次回は明後二十一日午後一時より開会の上、質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

○酒井政府委員 次回は明後二十一日午後一時より開会の上、質疑を続行することとし、本日はこれにて散会いたします。

頁 段 行 誤 正

頁	段	行	誤	正
二	一	〇	「第三号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	二 三 受けて輸入を受けた
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	五 三 條約第一條 第九項
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	二 六 第九十号 第四百四十四号
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	八 二 元 業務
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	三 三 六 関税
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	四 一 八 輸出業者 輸出入業者
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	三 二 行の次に別行として行頭二字目から「税関官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ指定保税地域内ニ在ル貨物又ハ之ニ関スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得」が入るべきの誤
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	四 三 第三項 第四項
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	三 一 第三項 第四項
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	二 〇 若ハ 又ハ
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	一 三 三 ビーエツク ビー・エツクス
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	二 一 三 以内その他 以内のその他
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	一 六 行の次に別行として行頭二字目から「目次中『第四十五條』を『第四十五條の二』に改める。』を加える
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	二 四 三 第四号 第五号
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	四 一 二 第四百四十五 第四百四十四号
二	一	〇	「第五号」を「前條第一項第一号から第三号」を第十八條第一項第一号から第五号	四 三 七 第一條の規 第一條第一号

昭和二十七年四月二十四日印刷

昭和二十七年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所